様式第5号(第6条関係)

指令　第　　号

申請者

　　　年　　月　　日付けで申請のありました新規就農者経営安定資金については、新規就農者経営安定資金貸与規則第6条の規定に基づき、下記のとおり貸与することを決定します。

　　年　　月　　日

出雲市長

記

　　1　貸与金額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

　　2　貸与期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

　　3　貸与の条件

　　　(1)新規就農者経営安定資金貸与規則に従わなければならない。

　　　(2)償還期限は　　　　年　　月　　日とする。

　　　(3)元利金の支払期日は　　年から　　年までの毎年3月1日とする。